事務連絡

令和２年３月10日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等

の臨時的な取扱いについて(第３報)

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」(令和２年２

月17日)が公表されたところです。今後、障害福祉サービス等事業所において、新

型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすこ

とができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等

については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に

周知を図るようよろしくお願いいたします。

具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号により被災した障害者等に

対する支給決定等について」(令和元年10月15日付厚生労働省障害保健福祉部企画

課自立支援振興室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考にしていただ

きますようよろしくお願いいたします。

なお、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

・ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業して

いる場合

・ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染する

おそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市

町村が判断する場合

に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行 ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提

供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

このほか、都道府県等から寄せられたご質問について、別添のとおり回答をお示

しいたしますので、運用に当たり御参照いただくようお願いいたします。

別添 問１ 「サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断す

る場合」の判断は、福祉部局の判断でよいか。

(答)

お見込みのとおり。ここでいう判断とは、衛生管理の観点ではなく、近隣で新型

コロナウイルス感染症の発症例が確認されており、住民の警戒が高まっている場合

等、地域の状況を踏まえた判断を想定している。

問２ 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利

用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象と することが可能か。

(答) 本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定 されないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられるこ

とから自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ

報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援

の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサ

ービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。

なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望まし

いが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。

問３ 「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感

染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを

得ないと市町村が判断する場合」と感染拡大防止の観点から事業所が自主的

に休業している場合の違いは何か。

(答)

「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染する

おそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町

村が判断する場合」は、地域の状況や事業所からの相談を踏まえた上で、個々の事

業所又は特定地域の事業所に対し、市町村が休業の要請を行うことが想定される。

一方で、市町村からの休業要請はなくとも感染拡大防止の観点から事業所が自主

休業する場合は、個々の事業所による当該事業所における対応に限られる。

問４ 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所

におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者

の居宅等でのできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービ

スを適宜組み合わせて実施することも可能か。

(答)

可能である。

問５ 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問系サービスを提供するにあ

たり、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、訪問時間を可

能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合に

おいても報酬を算定してよいか。

(答)

居宅介護、同行援護及び行動援護については、個別支援計画等に定められた内容

のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を

行った場合は、サービス提供が 20 分未満となった場合であっても「30 分未満」の

報酬を算定することとして差し支えない。

重度訪問介護についても同様の場合においては、１事業者における１日の利用が

３時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が 40 分未満と

なった場合であっても「１時間未満」の報酬を算定することとして差し支えない。

問６ 訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等

の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、

人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合は基準違反となる

のか。

(答)

基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪

問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、やむを得ず指定等

基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、

かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、当該資格のない者であっても、他の事

業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサー

ビス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとし

て差し支えない。